

# 九州大学大学院システム情報科学府同窓会細則

施行：平成10年3月9日

最終改正：令和2年5月22日

## (目的)

第1条 この細則は、九州大学大学院システム情報科学府同窓会会則（以下、「会則」という。）第24条第2項の規定に基づき、本会の事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員及び会費)

第2条 会則第4条第1項第1号及び第2号に規定する教員とは、教授、准教授、講師、助教、准助教及び教務助手をいう。

2 会則第4条第1項第4号に規定する修了者等とは、修了者とそれに準ずる者をいう。

第3条 会則第7条第1項の会費は、3,000円（終身）とする。

## (役員)

第4条 評議員及び会計監査人の選出は、毎年3月中に行い、その任期は4月より始まる。

2 副会長及び幹事評議員は、毎年4月中に選出するものとし、その後任者が決定するまでは前任者がその任に当たる。

3 役員（会則第9条第1項第1号に規定する役員を除く）に欠員が生じた場合は、その選出方法に基づき後任者を補充する。

## (幹事会)

第5条 会則第21条に定める幹事会は、副会長及び幹事評議員をもって組織する。

2 幹事会は、会長の命を受け、会務を掌理する。

3 幹事会は、会務を遂行するため必要がある場合は、委員会の設置を会長に申し出ることができる。

## (委員会)

第6条 会長は前条第3項の申し出を適当と認めるときは、委員会を設置することができる。

2 委員は会員のうちからこれを委嘱する。

## (予算)

第7条 会計年度内の収入及び支出は、当該年度の予算書によって執行する。

2 予算は、原則毎年4月中に評議員会を開き決議する。

## (事業)

第8条 同窓会名簿の編集に関し、編集担当の幹事評議員は各研究室に協力を求めることができる。

## (改正)

第9条 本細則は、評議員会の承認を経て改正することができる。

附 則

この細則は、平成10年3月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年5月7日)

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

この細則の施行日前の助教授及び助手の職種は、改正後の細則の准教授、助教並びに准助教の職種とみなす。

附 則

この細則は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

○ 申し合わせ事項（平成 10 年 3 月 9 日）

総合理工学研究科同窓会会員のうち情報システム学専攻修了者等に関する名簿の管理は、理学系については情報理学専攻が、工学系については情報工学専攻と知能システム学専攻とが引き継ぐものとする。

工学研究科電気工学専攻，電子工学専攻，情報工学専攻修了者等に関する名簿の管理は，電気電子システム工学専攻，電子デバイス工学専攻，情報工学専攻，知能システム学専攻が引き継ぐものとする。

○ 申し合わせ事項（平成 21 年 4 月 1 日）

改組前の専攻修了者等に関する名簿管理は、改組後の関係専攻が次のように引き継ぐものとする。

情報理学専攻は情報学専攻が引き継ぐ。

知能システム学専攻及び情報工学専攻は情報知能工学専攻が引き継ぐ。

電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は電気電子工学専攻が引き継ぐ。